

「後期高齢者医療制度の発足を止めよ！」 地公退が二月二四日に国会で緊急集会

一昨年の国会で、衆参両院とも十分な審議もなく自公与党による強行採決で決められ、この四月一日から実施される高齢者に新たな負担増を強いる医療制度改革を止めるよう要求する地公退首都圏緊急集会が、三月二四日に衆議院第二議員会館第一会議室で一〇〇人を超える地公退各組織の会員と、自治労協力議員団、日政連議員団の代表などが加わって二二〇人で開かれた。



負担を、七〇歳以上はすべて一割、七〇歳未満はすべて二割に戻せ！③後期高齢者医療保険料・国民健康保険料の年金からの天引きをやめよ！」のスローガンで、眞柄会長の主催者挨拶の後、奥石東参議院議員（民主党参議院会長・日政連議員団会長）、高嶋良充参議院議員・重野安正衆議院議員（自治労協力議員団代表）、阿部退職者連合事務局長、藤川公務労協副事務局長から挨拶を受け、「高齢者医療制度についての緊急要請（下掲）」を採択した。集会の後、参加者は民主党・社民党の衆参の厚生労働委員、予算委員を訪ねてこの緊急要請を行った。

「後期高齢者医療制度など廃止法案」 四野党共同で提出

民主党、社民党、共産党、国民新党の四党は共同して、二月二八日に、「後期高齢者医療制度の廃止、七〇歳〜七四歳の自己負担を二割から一割に戻す、保険料の年金からの天引き停止」を内容とする医療法の改正案を衆議院に提出した。この提出法案は、政府与党の「①新たに被保険者となるこれまで被扶養者であった人の保険料均等割分を今年九月までの、六ヶ月凍結しその後の六ヶ月は九割軽減する。②七〇歳〜七四歳の自己負担率二割への引上げを明年三月までの一年間、現行の一割に凍結する」という六ヶ月から一年の負担の一部凍結措置（期間が過ぎれば負担増は実施される）に対し、「凍結」ではなく後期高齢者医療制度を含め「廃止する」ことを求めている。

退職者連合も参加して法案実現集会も

法案提出の四党は、三月五日に衆議院第一議員会館で、三月二六日には国会に隣接する憲政記念館で「後期高齢者医療制度廃止を求める集会」を開いた。退職者連合は、三月五日には都退協（地公退の構成組織の東京都関係で組織している）からの三〇人を中心に、また三月二六日には三・二四集会を行った地公退首都圏組織からの七〇人を中心に一五〇人が参加した。阿部退職者連合事務局長は「四月一日からの発足を阻止する時間的余地はなくなっているが、高齢退職者の強い要求が一日も早く実現するように連携して頑張ろう」と挨拶した。

高齢者医療制度についての緊急要請

I 一昨年（二〇〇六年）、第一六四国会で自公与党が、きわめて問題の多い「後期高齢者医療制度」創設や七〇歳〜七四歳の医療費窓口負担を二割から一割に引き上げることと内容とする医療制度「改革」法を、きわめて不十分な審議のまま、民主党など野党の反対を押し切り、衆参両院で採択を強行しました。そして、政府は、この四月一日から、その制度改革を一部の凍結措置を伴いながらも実施しようとしています。

これに対し、去る二月二八日には、全野党が共同で、「後期高齢者医療制度廃止等、高齢者の負担増を回避する健保法改正案（後期高齢者医療制度を廃止する等医療に係る高齢者の負担の増加を回避する健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律）」を衆議院に提出しました。

私達は、この全野党共同提出の改正案が実現されるように、貴議員のいっそうの尽力を心から要請いたします。

II 私達は、「後期高齢者医療制度」および「前期高齢者の負担増」について、次の点について反対し、その廃止を求めます。

一、七五歳以上の高齢者を他の医療保険制度とは切り離しており、財政的な基盤がきわめて脆弱で、制度の存立維持の展望が明らかに不安な医療制度です。（財政基盤）

二、これまで被扶養者であった七五歳以上の人にも、新たに保険料負担が強いられます。（新たな保険料負担者―激変緩和措置や凍結措置が六ヶ月、一年、二年などの期限付きで講じられようとしています）が、凍結期間が過ぎれば保険料を負担しなければなりません。）

三、これまで保険料を負担してきた七五歳以上の人については、この四月一日から、「後期高齢者医療制度」での新しい保険料が年金から天引きされることとなります。「後期高齢者医療制度」の対象外となる六五歳以上七四歳までの人の国民健康保険料も、同様に、四月一日から年金からの天引きとなります。（年金からの天引き）

四、二年ごとの保険料見直しにより、二年後以降の将来の保険料が急増する恐れがあります。（保険料の見直し）

五、患者の自己負担を一年間だけの凍結措置ではなく、七〇歳以上はすべて一割、七〇歳未満はすべて二割に戻すことを求めます。

（患者の自己負担）
六、新たに設けられた「後期高齢者医療制度」の診療報酬制度には、「①患者が早期退院を迫られる、②『主治医』制度により、患者の医師へのフリーアクセスが妨げられる、③月単位の包括払い制度により、月に何回もの受診が難しくなる、」という懸念があります。（診療報酬）

全野党共同提出の改正法案がこの四月一日からの改悪制度のスタートを阻止できない場合でも、この改正案を基礎に、私たちの要求を踏まえた医療制度が一刻も早く実現するよう、貴議員の引き続きのご奮闘を強く要請します。

地方公務員退職者協議会（地公退）

退連の年金・医療・税制署名一五〇万を超える

二月二七日に厚労省、三月四日に国会に要請

昨年一〇月から今年一月にかけて行われた退職者連合の「年金・医療・税制に関する請願署名」は、二月末の集約の結果、退職者連合全体で一、五七六、二三五筆となった。この一五〇万を超える集約数は、退職者連合が過去に行った署名運動では最高となった。このうち、地公退は、自治退三一〇、二七三筆、日退連二二六、八六〇筆（日退教一一六、六六五筆、退女教一一〇、一九五筆）、都市交通退二三、六九五筆、全水道退一〇、〇六七筆で、計五七〇、八九五筆と退職者連合全体の三六・二％の署名を集めた。

この署名では、「①マクロ経済スライド方式の廃止と現年金受給額の削減をしないこと、②患者の窓口負担を七〇歳以上は一割とすること、③後期高齢者医療制度の保険料は現行水準を超えないこと、④年金控除額を一一〇万円から一四〇万円に戻し、老年者控除（六五歳以上）五〇万円を復活すること」の四項目を要求した。とくに、後期高齢者医療制度については法律で発足が決められ準備が進められてきたことから保険料だけに絞った要求となっていたが、二月二七日に四野党共同での廃止法案が提出されることになった事態に応じて、退職者連合はこの提出された法案の早期成立を当面す

物価の伸びがゼロのため 今年度の年金額は変わらず

この四月から支給される〇八（平成二〇）年度の年金額は、昨年と同額となる。これが一月二五日に厚生労働省から発表された。これによると、「平成二〇年度年金額は、物価の伸びが〇・〇％であることから、新規裁定者、既裁定者とも据え置きとなる」（下表）とし、「①新規裁定者は改定率の基となる賃金改定率がマイナス〇・四％で物価上昇率より低いので物価の上昇率〇％で改定する」と、「②既最低・新規裁定とも、平成一二〜一四年度のマイナス物価スライド（累積マイナス）を据え置いたままなので、本来水準よりも一・七％高い（物価特例水準）」ことが付記されている。

<平成20 (08) 年度のモデル年金額>

	平成19年度	平成20年度
国民年金 [老齢基礎年金1人分]	66,008円	66,008円
国民年金 [老齢基礎年金夫婦2人分]	132,016円	132,016円
厚生年金 [国民年金を含む夫婦2人分]	232,592円	232,592円

物価特例水準は、物価が下がったのに年金を下げなかったいわば「借り」の一・七％を返し終えるまで物価が上がっても年金引上げを足踏みさせることを意味している。前年度物価上昇率が一％である年はその年の名目年金額は据え置き（実質額はマイナス一％）、〇・七％はその後の年度まで留保する。その次の年にまた物価上昇率が〇・七％の場合は、名目年金額は残りの「借り」〇・七％を差し引いて据え置かれる。（実質額はマイナス〇・七％）

後に控えるマクロ経済スライド制（〇・九％減額）

上記の物価特例水準の調整が終了した後、二〇〇四（平成一六）年の年金制度改正で導入されたマクロ経済スライドによる年金額の自動調整・引下げ制度が適用される。

退職者連合の署名運動でも、その廃止を要求したマクロ経済スライドとは、毎年の年金額を物価の上下に連動させて見直す原則に対し、少子化による影響（労働人口の減少）分〇・六％、高齢化による影響（平均余命の伸び）分〇・三％の、計〇・九％（スライド調整率）を二〇二五年まで毎年物価上昇分から差し引く、というもので、少子高齢化が進行している影響を給付抑制により調整する（名目支給額以上は引かないので名目支給額は減らない）制度で、物価

る運動目標にしている。

退職者連合は、この一五〇万を超える署名を二月二七日に厚生労働省に提出し、眞柄栄吉会長をはじめ三役が三井辨雄衆議院議員（民主党前NC厚労大臣）も同行して木倉敬之審議官に会い、署名の要求事項の実現を強く要望した。さらに、三月四日には、各都府県退職者連合組織代表と地公退組織の首都圏から二〇〇人を超える退職者会員が、衆議院と参議院のそれぞれの議員面会所に集まり、署名の要求事項を、民主党・社民党の両党の代表議員に要請し、とくに、二月二七日に野党が共同で衆議院に提出した「後期高齢者医療制度などの廃止法案」の成立に向けて野党共同した国会活動に声援を送った。



春闘集會に退職者会も参加
三月一日に行われた連合の〇八春闘中央決起集會（東京・明治公園）に、地公退各組織も退職者連合と一緒に参加し、先頭に立って、元気にデモ行進をした。



が〇・九％上がってもスライド調整率〇・九％が差し引かれ、名目年金額は据え置き実質年金額は〇・九％下がる。「マクロ経済スライド」は実質年金額を自動的に引下げる仕組みとも言える。

旧恩給期間の年金削減、今年実施なしか

なお、共済年金受給者が懸念している旧恩給期間（地方公務員は一九六二・昭和三七年以前の入職者が該当）の追加費用分の一部削減は、今年実施されない公算が大きい。この削減を盛り込んだ「被用者年金一元化法案」は、昨年の四月一三日に国会に提出されたが、参議院選を前後して今一六九通常国会にいたるまで審議に入っておらず、今国会でも六月末の会期内まで審議に入る状況にはない。また福田首相の肝入りでつくられた「社会保障国民会議」（別稿のように秋ごろまでに最終報告を予定）でも年金制度を抜本的に検討することになっており、政府与党がそれに先んじて「年金一元化法案」を強行成立させることは考えられない。そのため、追加費用削減は今年実施されないであろう。

政府の「社会保障国民会議」始まる

福田首相の肝入りで設置された政府「社会保障国民会議」は、一月二九日に第一回会合が開かれ、①所得確保・保障（雇用・年金）、②サービス保障（医療・介護・福祉）③持続可能な社会構築（少子化・仕事と生活の調和）の三分科会を設け、「社会保障のあるべき姿」について、六月をめどに中間の取りまとめ、秋ごろまでに結論を得ることにしている。この会議には、連合の高木会長、奥田前経団連会長をはじめ、医師会、消費者団体、社会福祉関係者など一五委員が正式メンバーで、座長には吉川東大教授がなった。福田首相は「あるべき社会保障の将来像を見据えて給付と負担の全体的議論を行い、国民に将来像を示したい」と一月の第一回会議の冒頭で述べたが、小泉政権時代の「社会保障制度の在り方懇談会」が何らの具体的結論が出せないまま終わったのを見ると、秋までに、具体的結論が出せることは予測できない。高木連合会長は「社会保障制度の体系をどのようにするかをまずしっかり議論するべきで、消費税増税のアリバイ作りとならないようにするべきだ」と第一回会議で基本的態度を表明している。